

議第139号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例

京都市市民活動センター条例の一部を次のように改正する。

第9条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、京都府道路交通規則第6条の5第1項第11号に規定する標章の交付を受けている者又は同号アからオまでに掲げる者が現に使用中の自動車を駐車させるものについては、駐車場の使用料を徴収しない。

別表第1京都市中京いきいき市民活動センターの項中「京都市中京区西ノ京新建町3番地」を「京都市中京区西ノ京新建町12番地の34」に改め、同表京都市東山いきいき市民活動センターの項中「京都市東山区花見小路通古門前上る異町450番地」を「京都市東山区三条通大橋東入2丁目下る異町442番地の9」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1京都市中京いきいき市民活動センターの項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

使用料の取扱いの明確化を図るとともに、京都市中京いきいき市民活動センターの位置を変更する等の必要があるので提案する。